

糖尿病重症化予防事業及び適正受診・適正服薬促進事業データ分析業務委託仕様書

1. 業務の名称

糖尿病重症化予防事業及び適正受診・適正服薬促進事業データ分析業務委託(以下、「本業務」という。)

2. 業務の目的

東大阪市(以下、「市」とする。)は、国民健康保険の医療費適正化、及び被保険者のQOL向上を目指すため、本業務の対象者を前年度に発生した健康・医療情報(診療報酬明細書等)より抽出のうえ選定し、糖尿病の重症化を予防及び、被保険者の受診行動や医薬品使用の適正化を促す。

3. 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4. 委託料の支払方法

市による業務完了確認を得た後、委託金額を市に請求、その請求が正当と認められれば、請求日より30日以内に支払うものとする。

5. 提供データ

(1) レセプトデータ(令和7年4月分から令和8年3月分、計12か月分)約1,400,000件

医科・調剤のレセ電コード情報ファイルCSVデータで、厚生労働省の「オンライン又は光ディスク等による請求に係る記録条件仕様」に規定するフォーマット仕様に則ったものとし、次のファイルとする。

- ・医科・・・「21_RECODEINFO_MED.CSV」
- ・DPC・・・「22_RECODEINFO_DPC.CSV」
- ・調剤・・・「24_RECODEINFO_PHA.CSV」

(2) 特定健康診査データ(令和7年度分)約20,000件

- ・特定健診受診者CSVファイル・・・「FKAC131」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル・・・「FKAC163」
- ・特定健診結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル・・・「FKAC164」

(3) 被保険者マスタ 約210,000件

※以上、(1)～(3)の提供データは別添4にかかる業務委託にて提供するデータに含まれるものとする。

6. 業務内容

(1) データベース構築

前項「5. 提供データ」に定めるデータ等(以下、「レセプト」という。)を用い、市の国民健康保険の医科及び調剤レセプトと特定健康診査データと突合させて、次の条件を全て満たした診療データベース(以下、「データベース」という。)を構築する。

- ① 傷病名や薬剤(禁忌情報を含めた薬剤データベース)、診療行為をマスタ情報として整備し、月1回以上の頻度でメンテナンスする体制を構築し、契約期間におけるデータベースを常に最新情報に更新された状態に維持すること。

- ② 最新情報に更新されたマスタ情報を基にデータベースの構築を行うこと。
- ③ マスタ情報は、豊富な使用実績をもっており、また、マスタ性能に関しては第三者により定量的に評価されていること。
- ④ レセプトに記載された全ての傷病名と診療行為（薬剤、検査、手術、処置、指導料等）を正しく結び付け、精度の高いデータベースとすること。
- ⑤ レセプトに記載されている未コード化傷病名（傷病名マスタに収載されていない病名）を可能な限りコード化し、精度の高いデータベースにすること。
- ⑥ データベース構築に係る技術は、他社開発等の特許技術等の第三者の権利を侵害しない、また侵害する恐れのない方法によるものとし、本業務が途中で停滞することがないように細心の注意を図ることとする。
- ⑦ データベースが仕様書に準拠して構築されているか検証することを目的として、構築したデータベースの内容について市が開示を求めた場合に、受託者は提供できるよう努めること。

（２）対象者リストの作成・納品

受託者は前項（１）で作成したデータベースを用いて、抽出した対象候補者リストを作成し、7月21日（火）を目処に市へLGWAN回線を通じて納品する。ただし、対象者リストで抽出する条件は下記の条件を満たすものとし、対象者リストには下記の項目を掲載、優先順位をつけることとする。

【対象者候補】

[糖尿病性腎症重症化予防事業]

- ・糖尿病性腎症患者または糖尿病患者のうち比較的早期に人工透析への移行が疑われる対象者を抽出、保健指導を実施するうえで効果が高い対象者を特定した候補者リストを作成する。

(対象者リスト掲載項目)

- ・被保険者証番号、宛名番号、被保険者氏名、被保険者氏名（カナ）、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、地区名、電話番号
 - ・医療機関の受診の有無、医療機関名
 - ・糖尿病、高血圧症、脂質異常症、それぞれの投薬の有無
※生活習慣病治療中疾病数、痛風・高尿酸血症、脂肪肝、慢性腎不全、難聴等、診断されている疾病名の対象者リストへの追加掲載については、市と受託者で協議すること。
 - ・身長、体重、BMI、血圧、HbA1c、eGFR、空腹時血糖、尿たんぱく、尿糖の値、腎症の重症度
 - ・特定健診の受診の有無
 - ・その他、協議の結果必要と考えられる項目
- ※掲載項目のうち、提供データにない項目がある場合は、データなしで入力欄のみ用意する。

[糖尿病治療中断]

- ・糖尿病に関連する医療機関の受療状況を個々に分析し、糖尿病に罹患している者を抽出する。
- ・糖尿病治療中断者を判定する方法は、傷病名のみの記載の有無ではなく、医薬品・検査などの診療行為の有無まで精査した上で判定すること。

(対象者リスト掲載項目)

- ・被保険者証番号、宛名番号、被保険者氏名、被保険者氏名（カナ）、性別、生年月日、

年齢、郵便番号、住所、地区名、電話番号

- ・医療機関の受診の有無
 - ・通院頻度（年何回受診か）
 - ・糖尿病、高血圧症、脂質異常症、それぞれの投薬の有無
※生活習慣病治療中疾病数、痛風・高尿酸血症、脂肪肝、慢性腎不全、難聴等、診断されている疾病名の対象者リストへの追加掲載については、市と受託者で協議すること。
 - ・糖尿病の最終受診月・医療機関名
 - ・特定健診の受診の有無
 - ・その他、協議の結果必要と考えられる項目
- ※掲載項目のうち、提供データにない項目がある場合は、データなしで入力欄のみ用意する。

[重複頻回受診・重複多剤服薬]

- ・重複受診…同一疾病で2か所以上の医療機関に3か月以上継続して受診している者
- ・頻回受診…同一疾病で同一月内に同一医療機関・診療科を15日以上受診している月が3か月以上継続している者
- ・重複服薬…同系医薬品が2か所以上の医療機関で処方され、投与日数合計60日以上のある者
- ・長期多剤服薬…複数医療機関から内服薬が14日以上処方され、かつ6種類以上の者

(対象者リスト掲載項目)

- ・被保険者証番号、宛名番号、被保険者氏名、被保険者氏名（カナ）、性別、生年月日、年齢、郵便番号、住所、地区名、電話番号
- ・重複受診か頻回受診の区別ならびに、重複多剤および長期多剤服薬の該当の有無
- ・レセプトデータ提供期間における受診回数と受診医療機関数、長期多剤服薬の薬剤種類数
- ・向精神薬処方の有無
- ・特定健診の受診の有無
- ・公費負担の有無
- ・受診実日数、投与日数
- ・処置、医薬品、薬効
- ・傷病名コード、傷病名
- ・医療機関コード、医療機関名
- ・薬局コード、薬局名
- ・その他、協議の結果必要と考えられる項目

※掲載項目のうち、提供データにない項目がある場合は、データなしで入力欄のみ用意する。

ただし、がん（疑いも含む）・精神疾患・難病・認知症・人工透析、1型糖尿病、アルコール性肝障害の患者および抽出時点で国保資格喪失者は除外すること。

また、指導効果の高さ（該当月数）等より優先的に指導すべき対象を分別すること。

上記の条件で抽出した際に、対象者が少ない場合は市と受託者で抽出条件について協議すること。

7. セキュリティ体制

データベースの構築等を行う作業場のセキュリティ対策については以下の通りとし、個人情報の取り扱いには細心の注意を払うこととする。

(1) データの受け渡し

本業務に使用するデータ及び納品データの授受は LGWAN 回線などの閉域網を使用し、セキュリティを確保すること。回線の使用に関する経費は受託者が負担することとする。ただし、LGWAN 回線以外の回線を使用する場合は、事前に市と協議を行う。

(2) 作業場の分割

データ入力場所、リストアップを行う場所、業務サーバーを設置している場所を分けて管理すること。

(3) 入退管理の徹底

各作業場への入室には、指紋認証などの入室制限を行い、予め登録しているものだけが作業できること。

(4) データ持ち出しの禁止

スマートフォン、携帯電話等の私物の持ち込みを禁止するとともに、USB 端子の無効化を行い、監視カメラによる監視及び撮影の記録をすること。

(5) データ保管場所の施錠

受領したデータは、保管庫に入れ施錠し、データを格納している業務サーバーもラックに入れた状態で管理すること。

(6) データの取り扱い

事業の実施につき、市が受託者に提供するすべてのデータ等について、次の事項に留意すること。

①目的外使用の禁止

②第三者への提供の禁止

③データに関して発生した事故については、直ちに報告すること。

④データの使用及び保管につき、検査の請求を受けたときは、速やかに対応すること。

⑤前各号の定め違反した場合は、市の請求損害賠償に応じること。

(7) 個人情報の取り扱い

個人情報を適正に管理及び保護し、委託契約上知り得た情報を他人に漏らさないこと。

関係資料の破棄は、個人情報の保護に細心の注意を払い、専門会社に依頼するなど適切に処理すること。

8. 成果品の利用及び著作権

(1) 受託者は、市に対し、本業務の成果品に関する全ての著作権を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。

(2) 委託者は、本業務の成果品の改変を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権者人格権を行使しないものとする。

(3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

9. 再委託について

受託者は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、本体業務における総合的な企画並びに判断及び業務遂行管理部分を除き、受託者は、書面により事前に委託者の承諾を得た場合に限り、本件業務のために合理的に必要な範囲内で、本件業務の一部を第三者に対し再委託できるものとする。その場合においても、本体業務の契約金額に占める再委託金額の

割合は、原則 2 分の 1 未満でなければならない。

10. その他

本業務の履行にあたっては、関係法令を遵守すること。

この仕様書の定めのない事項については、必要に応じて市及び受託者が誠意を持って協議の上、決定するものとする。

以上